

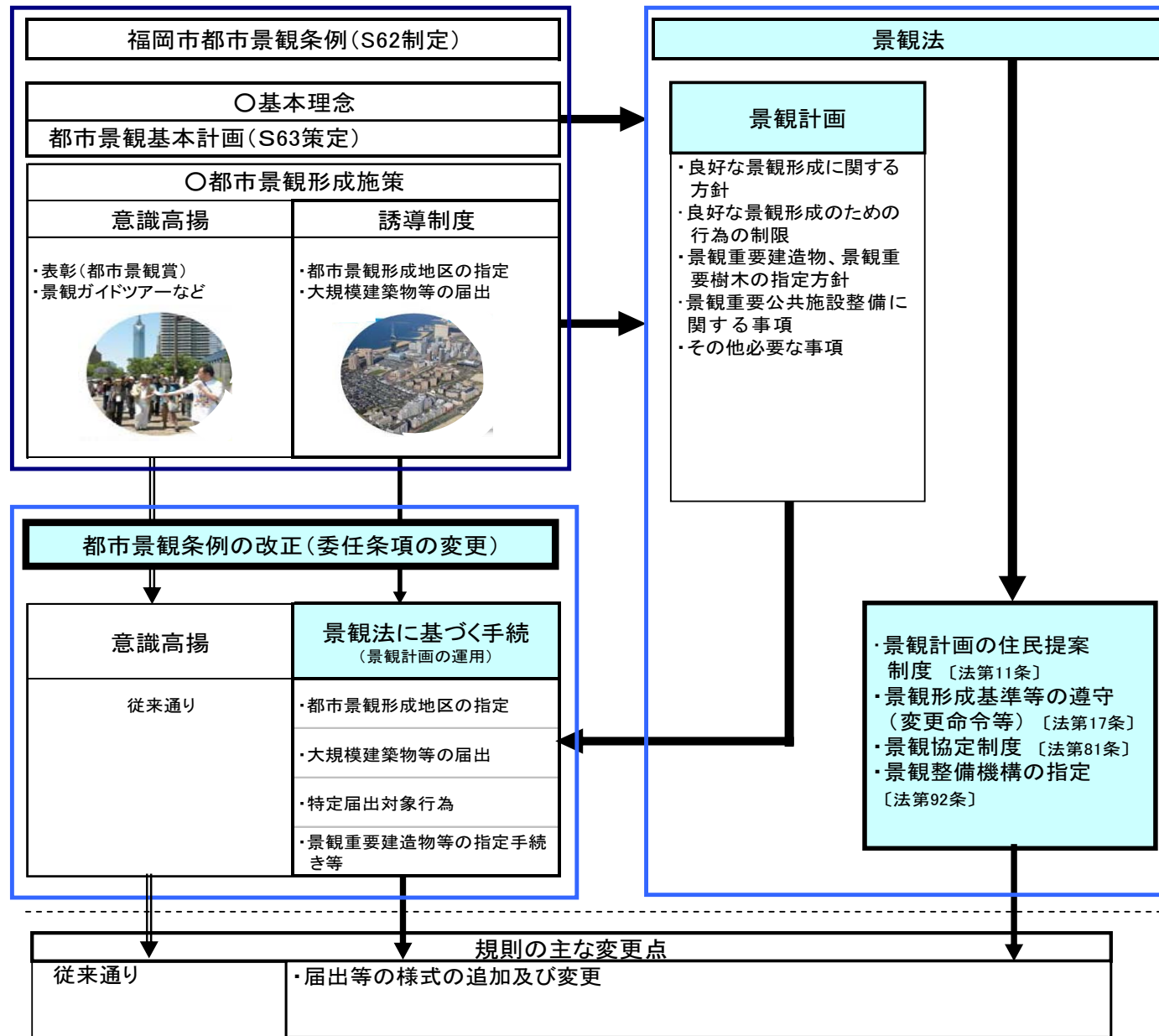
景観法及び景観計画に基づく施策の実施について
 ー景観計画策定後の届出手続きと今後の審議会についてー

1. 景観計画の策定に伴う実効性の確保

都市景観条例は、本市の都市景観形成に関して基本的かつ必要な事項を定め、福岡らしさをいかした都市景観の保全、創造及び育成を目的に昭和62年に制定したものである。

この条例に基づき都市景観形成基本計画の制定や大規模な民間の建築行為などに対する届出制度の導入、地域の特性を活かした都市景観形成地区の指定とあわせ、都市景観賞の創設などによる市民意識の高揚を図るなどを柱として施策を実施してきた。

景観法及び今回策定する「福岡市景観計画」に基づく施策の実施については、景観誘導の実効性を高めるとともに、良好な景観形成に向けた市民・事業者の関わりの一層の推進を図るため、これまでの市独自の景観誘導施策を法に基づく取り組みや手続きに改めるほか、景観法に基づく景観計画の策定に関する手続き規定や、景観資源の保全に関する規定等を新たに設けるため、都市景観条例の一部を改正するもの。

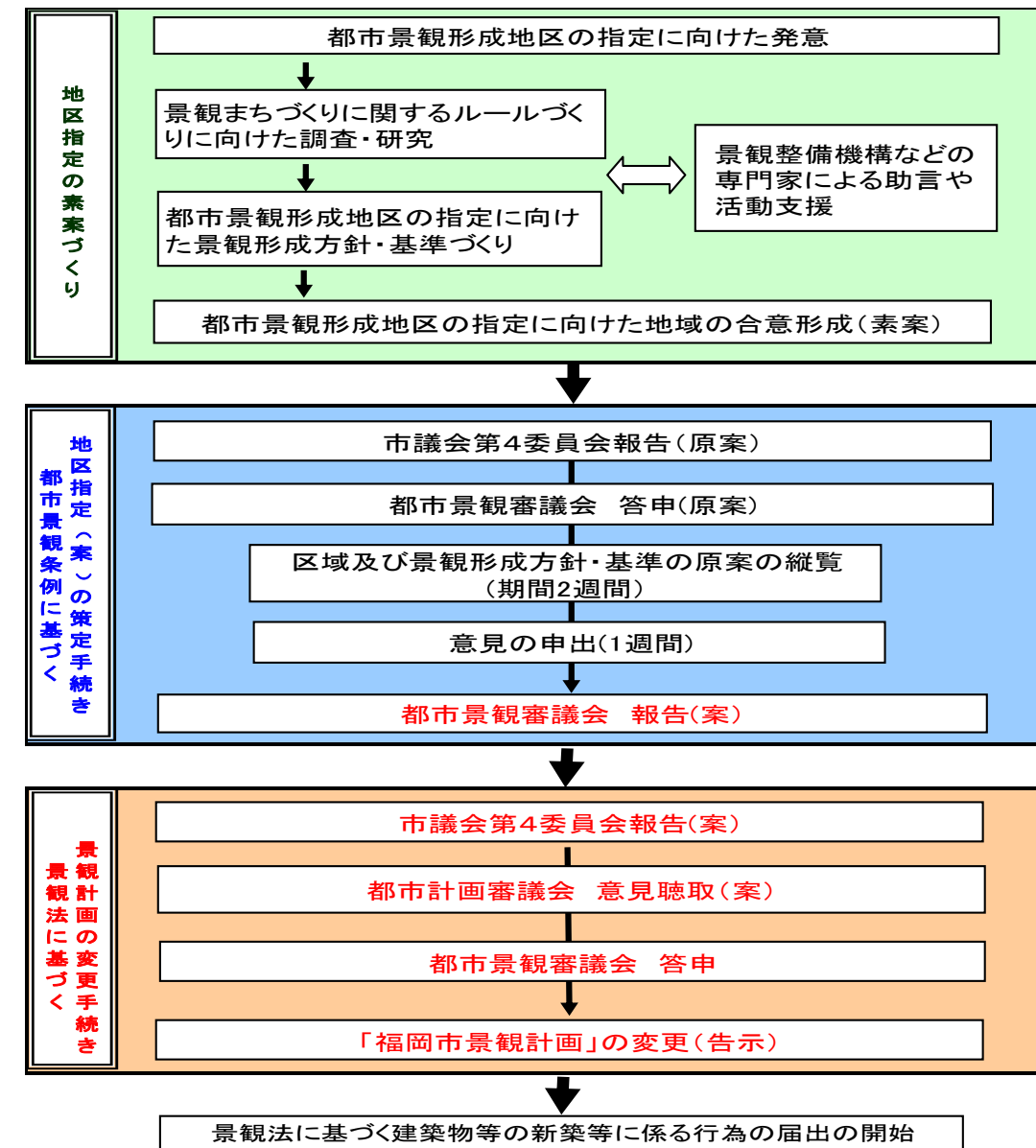


2. 都市景観条例の改正内容

(1) 景観計画の策定等の追加

景観法第8条第1項の規定に基づく景観計画の策定及び変更について、市民等の意見や計画提案が反映できるよう、策定及び変更に関する手続きを規定する。

- 景観計画の策定
 - ・都市景観の形成の推進を図るため、景観計画を定めるものとする。
 - ・景観計画を定め又は変更しようとするときは、都市景観審議会の意見を聴く。
- 計画提案に係る景観審議会の意見の聴取
 - ・計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合には、あらかじめ都市景観審議会の意見を聴く。
- 都市景観形成地区の指定
 - ・都市景観の形成を重点的に図る地区を都市景観形成地区として指定する。
 - ・地区指定に関する原案を縦覧し、当該市民及び利害関係人から意見を聴く。



景観法及び景観計画に基づく施策の実施について —景観計画策定後の届出手続きと今後の審議会について—

(2) 景観法に基づく行為の届出等の追加

自主制度の都市景観形成地区の指定や大規模な建築行為等に関する届出による景観誘導施策の実効性を高めるため、これらの行為の届出を景観法に基づく行為の届出とすることを規定するとともに、届出に係る対象規模を定める。

- 行為の届出
 - ・建築物の建築等及び工作物の建設等を届出の対象行為とし、届出の対象規模については、建築物では高さ31m超又は延べ面積10,000㎡超（同10m超又は1,000㎡超）、工作物では高さ31m超（10m超）とする。
 - ※カッコ内数値は「山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーン」における対象規模
- 完了届等
- 勧告等
 - ・行為の届出に関して勧告等を行う場合は、あらかじめ都市景観審議会の意見を聴く。

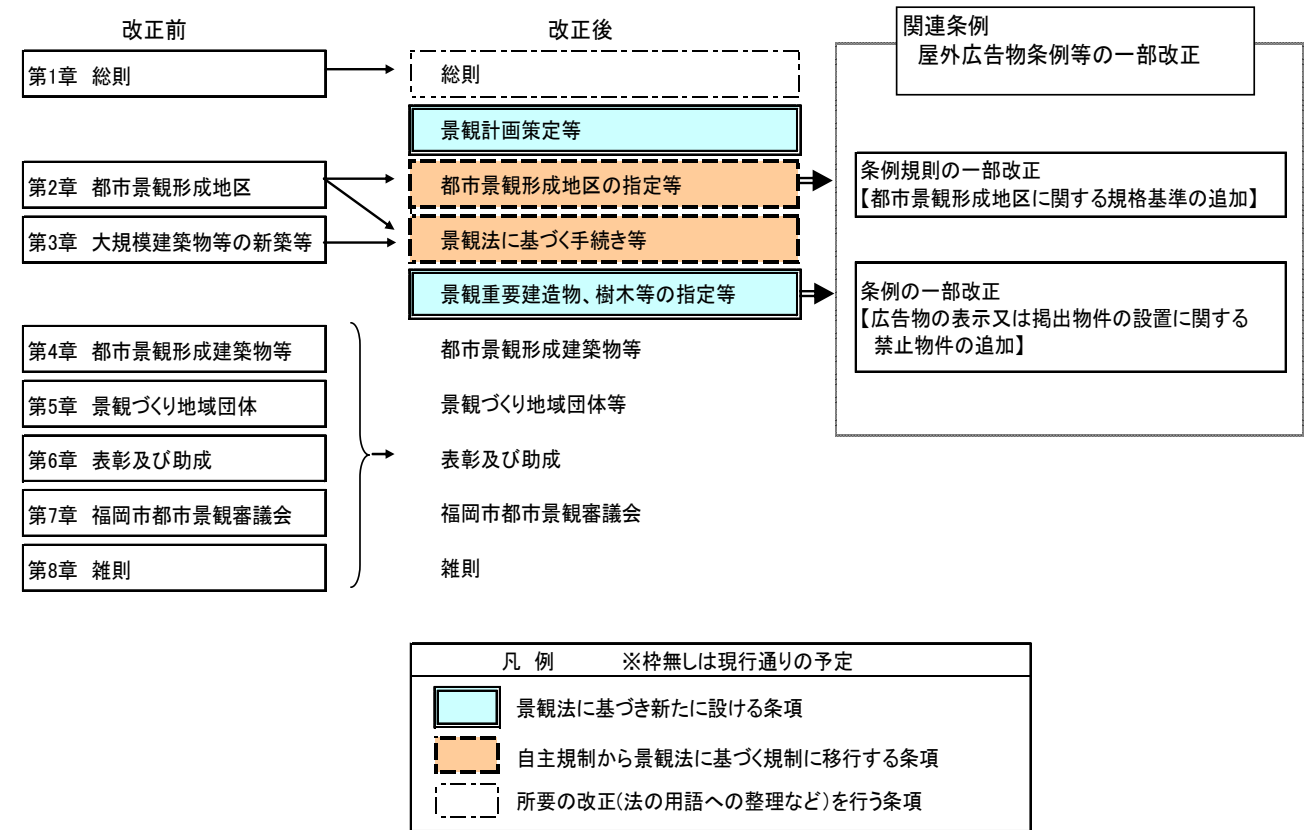
(3) 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定等の追加

外観の優れた建造物や樹木の保全に向け、現状変更により一定の規制を課することができる景観法に基づく景観重要建造物等の指定に関する手続きを規定する。

- 景観重要建造物等の指定
 - ・指定の際に都市景観審議会の意見を聴くとともに、所有者等の同意を得る。
- 景観重要建造物等の指定の解除

3. 都市景観条例及び関連条例の改正（案）

(1) 都市景観条例の改正後の構成と関係条例



(2) 条例等の改正スケジュール（案）

平成24年	2月	都市景観審議会報告（都市景観条例の一部改正案の概要）
	3月	都市景観条例の一部を改正する条例案の上程 都市景観条例の一部を改正する条例の公布
平成24年	10月	都市景観条例の一部改正の施行

